

議案第10号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する
条例

(富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「一部負担金」を「一部負担金等」に改める。

第3条第2項第2号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第4条及び第8条第2項中「一部負担金」を「一部負担金等」に改める。

(富士見市こども医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同項第4号中「医療費」を「助成金」に改める。

(富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第6条第1項第1号中「1つ」を「一」に改め、同項第2号中「1つ」を「一」に、「あたり」を「当たり」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。